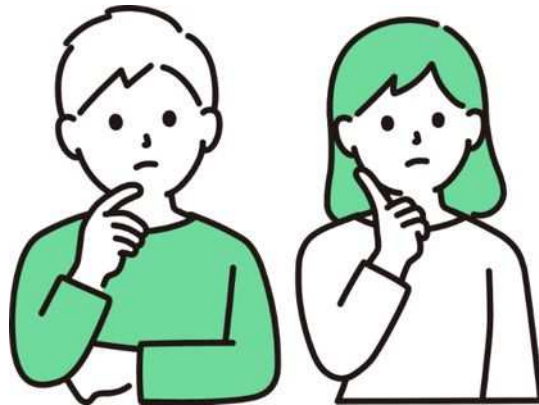


神戸市先進医療にかかる 不妊症検査費用助成事業のご案内

神戸市では、不妊症の方の経済的な負担の軽減を図るため、検査に係る費用の一部を助成します。



対象者 以下の(1)～(4)のすべてに該当する方が対象になります。

- (1) 神戸市内に住所があり、対象となる検査を受けた女性であること
- (2) 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
- (3) 今回神戸市に申請する治療等について、他の自治体が発行する不育症の治療等の助成を受けていないこと
- (4) 検査結果等を神戸市が国へ報告し、国が当該検査の保険適用に向けた検討等に活用する可能性があることについて同意すること

助成内容

- (1) 助成額
1回の検査に係る費用の7割に相当する額。ただし、6万円を上限とする。
- (2) 助成対象となる検査
先進医療実施医療機関で行った(※)、流産検体を用いた遺伝子検査
(※)厚生労働省のホームページをご確認ください。



申請手続き

「検査を実施した日の同一年度内(3月31日まで)」または「検査期間の末日から3か月以内」のどちらか遅い日までに、必要書類を揃えて郵送または住所地の区の申請窓口へお持ちください。郵送の場合、消印日が申請日になります。

申請窓口

- ・住所を管轄する各区役所・支所の保健福祉課
 - ・神戸市役所こども家庭局家庭支援課(郵送のみ)
- ※市役所では直接申請書を持参して申請することはできません。

必要書類

- (1) 神戸市先進医療にかかる不育症検査費用助成申請書(様式1)
 - ・住民票の閲覧についての同意書も兼ねていますので、必ず自署で署名してください。
 - ・自署いただけない場合は住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)の添付が必要となります。
- (2) 神戸市先進医療にかかる不育症検査受診等証明書(様式2)
 - ・医療機関が記入したもの。
- (3) 領収書(コピー)
 - ・原本を提出された場合、返却できませんのでご注意ください。
 - ・明細書があれば、そちらも提出してください。
- (4) 預金通帳(またはキャッシュカード)など口座番号のわかるもののコピー

様式はこちらから
ダウンロードできます



※申請要件の確認のため、上記以外にも証明書等をご提出いただくことがあります。
※書類をご用意いただく際にかかった費用は自己負担となります。

認定・支給

郵送または区窓口で申請された書類を市役所で審査し、承認(不承認)決定通知を後日送付します。

お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	申請手続
区 役 所 保 健 福 祉 課	東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	841-4131 (代)
	灘区役所	灘区桜口町4-2-1	843-7001 (代)
	中央区役所	中央区東町115	335-7511 (代)
	兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	511-2111 (代)
	北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	593-1111 (代)
	北神区役所	北区藤原台中町1-2-1	981-5377 (代)
	長田区役所	長田区北町3-4-3	579-2311 (代)
	須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	731-4341 (代)
	北須磨支所	須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル5F	793-1313 (代)
		【令和6年夏頃移転予定】 須磨区中落合2-2-6	793-1212 (代)
	垂水区役所	垂水区日向1-5-1	708-5151 (代)
西区役所	西区糀台5-4-1	940-9501 (代)	
玉津支所	西区玉津町小山180-3	965-6400 (代)	
こども家庭局家庭支援課	中央区加納町6-5-1	322-6513 (直)	可 ※住所地在 管轄する窓 口に 限る
			郵送のみ可

【兵庫県 男性・女性の不妊・不育専門相談】

不妊・不育にまつわる様々なお悩みを、専門知識を持つ医師や助産師・看護師（不妊症看護認定看護師資格取得者）が丁寧にお応えします。

相談は無料、秘密は厳守されます。

電話相談 専用番号 078-360-1388（第1・3土曜日 10:00~16:00）

※助産師・看護師（不妊症看護認定看護師資格取得者）が相談に応じます。

面接相談 予約専用番号 078-362-3250（完全予約制）

※平日9:00~17:00 相談日の5日前までにご予約ください。

※面接相談の日程・場所については、兵庫県ホームページをご覧ください。

